

多摩総合精神保健福祉センター (平成28年2月改訂)
 高齢者精神医療相談班のご利用案内
 (多摩地域関係機関対象)

高齢者の精神保健福祉に関してお困りの時



例えば、著しい精神症状を呈す地域の高齢者に対し

- ①精神症状の評価・鑑別診断が必要
- ②認知症に限らず高齢者の精神疾患に関して対応が必要
- ③老人性認知症専門病棟に入院させたい など

高齢者精神医療相談班にご相談ください。

相談者(家族、ヘルパー、ケアマネージャー等)

保健所 ↔ 市町村 ↔ 地域包括支援センター

- ①高齢者精神医療相談班に電話
- ②「訪問依頼ケース紹介」と「訪問依頼書」を当センターのホームページからダウンロードし記入
- ③高齢者精神医療相談班あてに郵送

高齢者精神医療相談班(医師・看護職等)

④情報交換・日程調整

事前カンファレンス → 自宅訪問・診察

(合計2時間程度)

- ◆ 依頼内容の確認
- ◆ 追加情報の収集
- ◆ 情報のまとめと共有
- ◆ 訪問方法の話し合い等

- ◆ 病状の把握と診たて
- ◆ 治療の必要性の判断
- ◆ 生活状況の確認
- ◆ 家族からの情報収集等

事後カンファレンス

(約30分～1時間程度)

支援方針の検討

- ◆ 専門病院への外来通院・入院加療の調整
- ◆ 通院医療機関への情報提供(紹介状の作成 等)
- ◆ 介護サービス利用に関する専門的意見
- ◆ 今後の支援におけるの助言
- ◆ 家族の対応についての助言 等

入院

施設
(老健・特養など)

在宅

認知症専門病棟への紹介であれば、手続きが簡略化可

通院
訪問診療
サービス導入



高齢者精神医療相談班のメリット

当事業は東京都老人性認知症専門医療事業の一環であり、通常の医療における認知症支援とは異なる利点があります。例えば

- ①依頼者や支援対象者に費用負担はありません。
- ②同意書(本人・家族)がなくても訪問が検討できます。
- ③(本人の強い拒否などで)訪問が出来なくてもカンファレンスのみの開催が可能です。
- ④診察状況により紹介状が作成可能です。
- ⑤依頼時点で認知症や精神疾患の存在が明らかでなくても相談ができます。

その他、不明な点は適宜お問い合わせください。

連絡先 〒206-0036 東京都多摩市中沢2-1-3
 東京都立多摩総合精神保健福祉センター 高齢者精神医療相談班
 Tel. 042-376-6580, Fax.042-376-6885